

報告第 27 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 9 月 4 日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第 23 号

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 7 月 24 日

つくば市長 五十嵐立青

### 和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり和解する。

- 1 事故発生の日時 平成 30 年 3 月 30 日 午後 1 時頃
- 2 事故発生の場所 つくば市真瀬 2103 番地 つくば市立真瀬小学校構内
- 3 相手方
  - (1) 住所 つくば市
  - (2) 氏名
- 4 事故の概要

自動車図書館実施場所に到着後、移動のための後退時に、駐車していた相手方車両に接触し、右前部バンパーを破損させたもの。

## 5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金 205,945 円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。